2　法第十条の五の三第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額の百分の三十に相当する金額とする。

一　法第十条の五の三第一項の個人の同項の規定の適用を受けようとする年（以下この条において「適用年」という。）に係る雇用者給与等支給額（法第十条の五の三第二項第三号に規定する雇用者給与等支給額をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）を当該適用年の十二月三十一日における法第十条の五第四項第二号に規定する雇用者の数で除して計算した金額に次に掲げる数の合計数を乗じて計算した金額

イ　当該適用年において法第十条の五第一項の規定の適用を受ける場合における同項に規定する特定地域基準雇用者数

ロ　当該適用年において法第十条の五第二項の規定の適用を受ける場合における同項に規定する地方事業所基準雇用者数

二　法第十条の五の三第一項の個人が適用年において法第十条の五第三項の規定の適用を受ける場合であつて、かつ、当該適用年の前年又は前々年において同条第二項の規定の適用を受けた場合における当該規定の適用を受けた年（以下この項から第四項までにおいて「特定年」という。）に係る雇用者給与等支給額（当該特定年において事業を営んでいた期間の月数と当該適用年において事業を営んでいた期間の月数とが異なる場合には、当該雇用者給与等支給額に十二を乗じてこれを当該特定年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額）を当該特定年の十二月三十一日における同条第四項第二号に規定する雇用者の数で除して計算した金額に当該特定年の同条第二項に規定する地方事業所基準雇用者数を乗じて計算した金額の合計額

3　法第十条の五の三第一項の個人が適用年において法第十条の五第三項の規定の適用を受ける場合において、特定年の前項第二号に規定する地方事業所基準雇用者数が当該適用年における同条第三項の規定の適用に係る同項に規定する地方事業所特別基準雇用者数の計算の基礎となつた特定業務施設（同条第四項第六号に規定する特定業務施設をいう。以下この項において同じ。）のみを特定業務施設とした場合における当該特定年の同条第四項第六号に規定する地方事業所基準雇用者数を超えるときは、その超える部分の数は、当該特定年の前項第二号に規定する地方事業所基準雇用者数から控除して、同項の規定を適用する。

4　法第十条の五の三第一項の個人が特定年において同項の規定の適用を受けなかつた場合には、適用年に係る同条第二項第六号に規定する比較雇用者給与等支給額をもつて第二項第二号に規定する雇用者給与等支給額として、同項の規定を適用することができる。

第五条の六の四を削る。

第五条の七第一項中「第十条の六第一項第十号」を「第十条の六第一項第十一号」に改め、同条第四項中「所得税額超過額」を「調整前事業所得税額超過額」に改め、同条第五項中「第十条の二第十三項」を「第十条の二第十一項」に、「、第十条の五の三第六項及び第十条の五の四第十項」を「及び第十条の五の三第六項」に改める。

第六条の二を次のように改める。

第六条の二　削除

第六条の五第一項を次のように改める。

法第十三条第一項に規定する政令で定めるものは、同条第三項第一号に規定する障害者が労働に従事する事業所にあるものであることにつき同条第一項に規定する個人の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長の証明を受けた機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備とする。

第六条の五第二項中「工場又は事業場」を「事業所」に改め、「（次項から第五項までにおいて「公共職業安定所長」という。）」を削り、「第四十三条第三項」を「（昭和三十五年法律第百二十三号）第四十三条第三項」に改め、同条第三項中「公共職業安定所長」を「同条第一項に規定する個人の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長」に改め、同項第三号中「身体障害者又は知的障害者である短時間労働者」の下に「（次号に掲げる者を除く。）」を加え、同条第四項中「公共職業安定所長」を「同条第一項に規定する個人の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長」に改め、同条第五項中「公共職業安定所長」を「同条第一項に規定する個人の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長」に、「同項第三号」を「同条第三項第三号」に、「第一項第二号に掲げる」を「同項第五号に規定する」に改め、同条第六項を削る。

第八条第一項第一号中「国土交通大臣が財務大臣と協議して指定する」を「財務省令で定める」に改め、同項第二号中「次項第四号」を「次項」に改め、同条第二項中「倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第二条第二項に規定する倉庫業（第四号において「倉庫業」という。）の用に供する」を削り、「第四項」を「次項及び第四項」に、「又は構築物のうち次に掲げるものであつて」を「及び構築物のうち、物資の輸送の合理化に著しく資するものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するもの（貯蔵槽倉庫にあつては、特定臨港地区内にあるものに限る。）で」に、「第一号に掲げる」を「冷蔵倉庫又は貯蔵槽倉庫以外の倉庫で階数が二以上の」に改め、同項各号を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「建物又は」を「建物及び」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第一項各号」を「第一項第二号」に改め、「区域若しくは」を削り、「第二項各号」を「第二項」に、「要件を定めた」を「倉庫用の建物及び構築物を指定した」に改め、同項を同条第四項とする。

第十条第一号を削り、同条第二号中「又は第十二項」及び「又は第十四条の二」を削り、同号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

七　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第六十三条第五項又は第七項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第十四条又は第十五条の規定

第十九条の三の前の見出しを削り、同条に見出しとして「特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等」を付し、同条第三項第一号中「同法第二条第十三項」を「同条第十三項」に改め、「。次条第一項第一号において同じ」を削り、同条第七項第二号イ中「並びに同条第一項に規定する特定外国新株予約権」を削り、「の合計額」を「との合計額」に、「金融商品取引業者等（同項第六号」を「金融商品取引業者等（同条第一項第六号」に改め、同条第十二項中「同項第二号」を「同項第三号」に、「同条各号」を「同項各号」に、「あるのは」を「あるのは」に改め、「」と」の下に「、「同項第五号」とあるのは「第八十四条第二項第五号」と」を加え、同条第二十二項中「あるのは「住所」を「あるのは、「住所」に改め、「、「同条第三項」とあるのは「法第二百二十四条の三第三項」と」を削る。

第十九条の四を削る。

第十九条の五中「第二十九条の四」を「第二十九条の三」に改め、同条を第十九条の四とする。

第二章第七節の三中第十九条の六を第十九条の五とし、第十九条の七を第十九条の六とする。

第二十二条第三項中「収用等（以下この条」を「収用等（以下この項及び第十七項」に改め、同条第六項中「及び次条」を「並びに次条第一項及び第五項第二号」に改め、同条第九項中「第十二項、第十九項及び第二十一項第一号」を「以下この条」に改め、同条第十項中「区画整理会社（」の下に「以下この項及び」を、「有する土地等」の下に「（法第三十三条第一項第三号に規定する土地等をいう。以下この項、第十九項及び第二十一項において同じ。）」を加え、「同法第九十四条」を「土地区画整理法第九十四条」に改め、同条第十一項中「の各号」を削り、「いずれか」の下に「（同項の申出をした者が同法第七十条の二第一項の申出をすることができる場合には、第一号に掲げる場合に限る。）」を加え、「ものとして」を「ことを」に、「得」を「得て」に、「認めた」を「、認めた」に改め、同項第四号中「若しくは」を「、若しくは」に、「又は事業」を「、又は事業」に改め、同条第十四項中「の各号」を削り、「第二百二条第二項各号に掲げる要件の全てを満たす」を「第二百二条第一項の申出をすることができる」に、「ものとして」を「ことを」に改め、同条第十七項第二号中「この節」を「この号」に、「とき。」を「とき」に改め、同条第十九項中「同条第一項第三号に規定する」及び「（以下この項及び第二十一項において「土地等」という。）」を削り、同条第二十項各号中「とき。」を「とき」に改め、同条第二十一項第一号中「第七十三条第一項第二号」の下に「若しくは第七号」を加え、同項第三号中「及び第七号」を「又は第七号」に改める。